

第4期鎌倉市環境基本計画（行政取組編）  
骨子（案）

令和8年度版  
鎌倉市

## 目 次

第4期鎌倉市環境基本計画（行政取組編）について.....	1
1 第4期鎌倉市環境基本計画（行政取組編）の概要 .....	2
2 施策体系 .....	3
3 個別事業の整理内容 .....	5
基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動に適応するまち.....	6
施策1-1 省エネルギーの推進.....	7
施策1-2 再生可能エネルギーの拡大.....	8
施策1-3 脱炭素まちづくりの推進.....	9
基本目標2 豊かな自然資本を守り、恵みを楽しむまち.....	12
施策2-1 自然環境の保全.....	13
施策2-2 生物多様性の保全.....	15
施策2-3 自然とふれあう場の創出.....	16
基本目標3 歴史・文化的環境の保存・活用が進むまち.....	17
施策3-1 歴史遺産の保存・活用.....	18
施策3-2 歴史的・文化的な景観の継承.....	19
基本目標4 安全快適な環境で健康に暮らせるまち.....	20
施策4-1 生活環境保全と公害対策の推進.....	21
施策4-2 まち美化活動の推進.....	23
基本目標5 循環型社会の形成が進むまち.....	24
施策5-1 ゼロ・ウェイストかまくらの実現.....	25
施策5-2 適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進.....	27
基本目標6 連携と協働による共創を通じて環境保全が広がるまち.....	28
施策6-1 環境教育・環境学習の推進.....	29
施策6-2 市民・事業者・滞在者による自発的な環境保全活動の推進.....	30
施策6-3 情報発信と市民参加の促進.....	31

# 第4期鎌倉市環境基本計画（行政取組編） について



## 2 施策体系

本編の6つの基本目標と施策について、行政取組編では個別事業の具体的な内容を、次のページにまとめています。

### ■施策体系と施策の概要

基本目標	施策	概要
基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動に適応するまち	施策 1-1 省エネルギーの推進	省エネ行動や高効率設備の導入、ZEH・ZEB など建物の省エネ化を進め、効果の見える化により市民や事業者の行動変容を促し、各分野でのエネルギー消費削減を図ります。
	施策 1-2 再生可能エネルギーの拡大	市域では太陽光発電の導入余地が高いため、家庭や事業所、公共施設で自然環境に配慮しつつ導入を促進します。併せて、必要に応じて域外からの再エネ調達も行い、地域に適した再エネ導入を広げます。
	施策 1-3 脱炭素まちづくりの推進	気候変動の緩和と市民・産業活動の両立を図るため、地域特性を生かし、建築物・交通・都市空間を含めた脱炭素型のまちづくりを推進します。あわせて、2050年ネット・ゼロに向け、CO2削減に加え吸収源対策の検討も進めます。
	施策 1-4 気候変動への適応の推進	頻発・激化する風水害や土砂災害、猛暑などに備えるため、公共施設や道路などのインフラ整備を進めます。併せて、避難や避暑行動に関する情報発信を行い、市民一人ひとりが自主的に適応行動を取れるよう促します。
基本目標2 豊かな自然資本を守り、恵みを楽しむまち	施策 2-1 自然環境の保全	市内の森林や谷戸、河川、海浜、農地、藻場など多様な自然環境を体系的に保全し、生態系ネットワークの形成を進めます。丘陵樹林地の保全に加え、民有地を含む生活空間の緑化を支援・指導することで、緑と水辺のつながりを強化し、持続可能なまちづくりの基盤を確立します。
	施策 2-2 生物多様性の保全	市民による野生動植物調査の結果を集約・蓄積し、生物多様性の現状を継続的に把握します。得られたデータを基に、傷病野生鳥獣の保護や重要種の保全、特定外来生物の計画的防除を進め、地域固有の生物多様性の確保と充実を図ります。
	施策 2-3 自然とふれあう場の創出	日常生活の中で自然とふれあう機会を充実させるため、公園緑地の整備や海水浴場の設置、ハイキングコースの紹介などを行い、自然を学び健康を維持・増進できる場を創出します。併せて、市や市民活動団体との協働により、これらの場の維持管理を継続します。
基本目標3 歴史・文化的環境の保存・活用が進むまち	施策 3-1 歴史遺産の保存・活用	史跡をはじめとする文化財について、市民や来訪者が親しみ、その歴史的・文化的価値と保護の重要性を理解できるよう、適切な保存と、公開・活用を進め、後世へ守り伝えていきます。
	施策 3-2 歴史的・文化的な景観の継承	歴史的・文化的なまち並みや風致を守り、古都鎌倉の景観を継承するため、景観計画に基づき建築物や広告物を適切に誘導します。景観重要建築物の指定や風致地区条例、古都保存法を活用し、歴史的風致維持向上計画に基づく、歴史的遺産を生かしたまちづくりを推進します。

基本目標	施策	概要
基本目標4 安全快適な環境で健康に暮らせるまち	施策4-1 生活環境保全と公害対策の推進	市民の健康と安全を守るため、騒音・振動・悪臭などの公害防止と発生源対策を徹底し、有害化学物質の適正管理と排出抑制を推進します。併せて、交通対策や特定外来生物対策、ペットの適正飼育環境の整備を進め、快適な生活環境の基盤を確立します。
	施策4-2 まち美化活動の推進	市民や関係者との協働によるまち美化活動を推進し、ごみやたばこのポイ捨て、落書きなどの迷惑行為の防止に取り組みます。清潔で美しい都市環境を創出するとともに、観光旅行者の集中による混雑やマナー違反への対策を進め、住民の生活に配慮した快適な生活環境の実現を目指します。
基本目標5 循環型社会の形成が進むまち	施策5-1 ゼロ・ウェイストかまくらの実現	3Rの取組を拡充し、焼却量や最終処分量の削減を進めるとともに、再生可能な資源の活用や代替を推進します。併せて、ごみ処理に関する情報提供を行い、必要なものだけを購入し、物を大切にすることを意識を育むことで、ごみの発生抑制と心豊かな社会の形成を目指します
	施策5-2 適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進	将来にわたり安定したごみ処理を行うため、広域連携や民間事業者とのバックアップ体制を活用し、効率的で効果的な処理体制の構築を進めます。併せて、少子高齢化などの社会情勢を踏まえ、財政負担や排出者負担の軽減に配慮し、持続可能な処理体制の確立に努めます。
基本目標6 連携と協働による共創を通じて環境保全が広がるまち	施策6-1 環境教育・環境学習の推進	ライフステージに応じた継続的な環境教育を推進し、環境保全に関する知識を深め、自発的に行動できる人材を育成します。学習者中心の学びを通じ、リサイクル率日本一の実績や海や緑地など鎌倉の豊かな自然を生かした体験学習を充実させます。
	施策6-2 市民・事業者・滞在者による自発的な環境保全活動の推進	市民や事業者、滞在者による自発的な環境保全活動を支援し、地域全体で取組を進めます。各主体が役割を担い、市民・事業者・学校・行政などが共に学び、連携・協働することで多様な活動を推進し、活動の場や交流の輪を広げます。
	施策6-3 情報発信と市民参加の促進	環境に関する情報や活動事例を発信し、市民参加の拡大を図ります。情報や教材、人材、学習事例を収集・整理し、誰もが利用しやすい形で提供することで、学びと行動のきっかけを創出します。併せて、市民活動団体などをつなぐ仕組みを整え、連携を促進し参加しやすい環境を整備します。



## 基本目標 1 脱炭素社会の実現と気候変動に 適応するまち

### 目指す方向性と実現に向けた施策

太陽光や豊かなみどり等、本市の資源を余すことなく活用した省エネ・創エネ・蓄エネの取組により脱炭素社会への移行を進め地球温暖化の緩和に貢献するとともに、気候変動に適応するまちを目指します。

そのために、まず省エネによって使うエネルギーをできるだけ減らす努力をしたうえで、使うエネルギーを再生可能エネルギーとする「省エネ」と「再エネ」を両輪とした取組を進め、まち全体で脱炭素を実現します。

また、気候変動による災害や健康リスクに備えるための適応策を推進し、安全で持続可能な暮らしを守るまちを目指します。

## 施策 1-1 省エネルギーの推進

### (1) 施策の概要

地球温暖化の緩和において、まずは使うエネルギーをできるだけ減らす省エネルギーに努めることが重要です。省エネルギー行動や高効率設備の導入を推進するほか、ZEH・ZEBといった建物の省エネルギー化への取組や、省エネによる効果を見える化を進めることにより、市民や事業者等の行動変容を促進し、家庭・事業所・公共施設といった各分野における消費エネルギーの削減につなげていきます。

### (2) 令和〇年度の実施事業

令和〇年度の実施事業は下記のとおりです。

取組	取組内容	所管課
エコドライブの周知	アイドリングストップをはじめエコドライブの周知に努めます。	環境政策課、管財課
低公害車の普及促進	電気自動車（EV）等、より低公害な車の普及に努めます。	環境政策課、各課
公用車の低公害車導入	市の保有車両を、大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどのEV等低公害車に替えていきます。	管財課、各課
グリーン化特例の適用	グリーン化の観点から税率を軽く又は重くする特例措置「グリーン化特例」の適用を行います。	市民税課
住宅省エネ改修に伴う減税制度	住宅の省エネ改修に伴う固定資産税（家屋分）の減税制度を運用します。	資産税課
市の省エネ活動の徹底と省エネ方策等の情報発信事業	鎌倉市役所におけるLED等省エネ機器への交換等省エネの取組や効果の情報発信、環境マネジメントを通じて市の事業におけるさらなる省エネルギー化の推進を行います。	環境政策課・各課
市民・事業者の省エネ行動の促進事業	省エネ機器に係る補助金制度の運用を行うとともに、市内イベントや講習会、広報における周知啓発を通じて行政だけでなく、市民や事業者の省エネへの関心を高め、効果的な省エネ行動に取組むことができるよう対策を講じます。	環境政策課

## 施策 1-2 再生可能エネルギーの拡大

### (1) 施策の概要

脱炭素化を進める上では、省エネルギーに加えて、使用するエネルギーを再生可能エネルギーに切り替えていくことが必要となります。市域における再生可能エネルギー導入ポテンシャル量は、再エネ電気では太陽光発電が最も高いため、家庭・事業所・公共施設等において、自然環境に配慮しながら太陽光発電設備の導入を促進するとともに、必要に応じて域外から再生可能エネルギーの調達を実施する等、地域に適した再エネ導入を広げます。

### (2) 令和〇年度の実施事業

令和〇年度の実施事業は下記のとおりです。

取組名	取組内容	所管課
公共施設における再生可能エネルギー設備導入事業	公共施設の新設や改修に際して計画的に再生可能エネルギー設備等を設置するとともに、既存の施設への導入についても推進します。	環境政策課・各施設所管課
公共施設における使用電力の再生可能エネルギー切り替え事業	公共施設で使用する電力について域外調達による再エネ電気への切り替えを行います。	環境政策課・各施設所管課
市内の再エネ普及啓発事業	再エネ設備に係る補助金制度を運用するとともに、県における再エネ助成制度等の周知や情報提供を通じて市民や事業者に対しての再エネ機器導入及び再エネ電気の域外調達を促進します。	環境政策課
地域決定型地方税制特例措置「わがまち特例」の適用	一定の要件を満たした再生可能エネルギーを用いた発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定め、固定資産税額の減額を図ります。	資産税課

## 施策 1-3 脱炭素まちづくりの推進

### (1) 施策の概要

今後の脱炭素化社会を見据えると、まちづくりにおいても脱炭素に向けた取組が必要となっていきます。気候変動の緩和と市民活動・産業活動を両立していくため、都市構造を構成する様々な要素の脱炭素化を進めるため、地域の特性を生かしつつ建築物・交通・都市空間を含めた脱炭素型のまちづくりを推進します。また、2050年ネット・ゼロの実現に向けては、CO<sub>2</sub>削減だけでなくCO<sub>2</sub>を吸収する「吸収源対策」の検討も行っていく必要があります。

### (2) 令和○年度の実施事業

令和○年度の実施事業は下記のとおりです。

取組名	取組内容	所管課
特定フロン等の回収事業	特定フロン等については、温暖化防止の観点からも回収事業を進めます。	ごみ対策課
交通の円滑化推進	交差点改良等の道路改築により、交通の円滑化に努めます。	道路河川整備課
市施設の雨水適正利用	市の施設における雨水の再利用促進・地下浸透の推進を図ります。	各施設所管課
交通施策の推進	ロードプライシングの実施に向けた検討並びにパークアンドライドや鎌倉フリー環境手形等の施策を進めるとともに、快適で安全な市民生活を確保するため、地域住民、関係機関と協働し、歩行者を優先した交通体系を目指します。	交通計画課
歩行者空間の整備	良好な都市空間としての歩行者空間の整備に努めます。	道路河川整備課
まちづくり空地整備	まちづくり空地の整備により、良好な市街地環境や歩行者空間の拡充を誘導します。	道水路管理課
市施設の節水設備導入	市の施設における節水型設備の導入を促進します。	各施設所管課
雨水利用支援	浄化槽を雨水貯留施設として再利用する場合に補助金を交付し、雨水利用を支援します。	下水道経営課
事業者による雨水利用支援	雨水施設に対し補助するなど事業者による雨水利用を支援します。	産業課
下水処理水の有効利用	下水処理水の有効利用に努めます。	浄化センター
電気自動車の普及推進事業	市内における自動車の電動化を促進するため、充電設備に対する補助金制度を運用するとともに、市内への充電スタンドの設置検討を行います。	環境政策課
開発事業における脱炭素のルールづくり事務	市内の開発事業における脱炭素化を促進するため、一定規模以上の開発における環境整備への協力を求めるとともに、脱炭素目標の達成に向けた制度の見直しを継続します。	環境政策課

## 施策 1-4 気候変動への適応の推進

### (1) 施策の概要

鎌倉市においても、温暖化に伴う気候変動の影響は様々な面で現れてきています。頻発・激甚化する気候変動の影響に対応すべく、風水害・土砂災害などの自然災害、猛暑等への備えを強化するための公共施設や道路などのインフラ整備を進めます。併せて、避難、避暑行動等に関する情報発信を行い、鎌倉市に関わる一人ひとりが自主的に適応行動をとれるよう促します。

### (2) 令和〇年度の実施事業

令和〇年度の実施事業は下記のとおりです。

取組名	取組内容	所管課
雨水の地下浸透の推進	自助で対応する雨水の地下浸透等を指導します。	道路河川管理課
開発における雨水の地下浸透の推進	開発事業における雨水の地下浸透等を指導します。	道路河川管理課
雨水流出抑制（貯留・浸透）施設の設置	一定規模の開発事業において、条例による雨水流出抑制（貯留・浸透）施設の設置の義務化及び汚水貯留施設から雨水貯留施設への転用の実施を行います。	道路河川管理課
透水性舗装等の推進	歩道等の舗装については、透水性舗装等の整備に努めるよう配慮します。	道路河川管理課/道路河川整備課
浸水被害への対応	台風や大雨による浸水被害を最小限に止めるため、しゅんせつや雨水排水施設の修繕などを行います。雨水幹線の暗渠、管渠部分の劣化診断調査を行い、劣化箇所を改修を進めます。	浄化センター
浸水被害に備えるハード対策	浸水被害軽減を図るため、雨水管理総合計画に基づきハード対策を行います。	下水道整備管理課
温暖化に適応した水産業の振興	沿岸漁業の継続的な発展に努め、魚介類や藻類が健全に生息する場を作ります。海洋環境と生態系の保全に努め、市民の憩いの場を守ります。水温の上昇に対応できる養殖わかめ種苗の改良を行います。	農水課
河川水質調査	河川の水質調査を継続します。	環境保全課
河川等の浚渫	台風や大雨による浸水被害を未然に防ぐため、準用河川等の浚渫、雨水調整池の浚渫を実施します。	道路河川整備課
防災訓練等による防災意識の向上	地震災害や風水害時に備え、防災訓練や防災講演会等を実施し、住民の防災意識や地域防災力の向上を図っています。	総合防災課
避難対策推進事業	地震災害や風水害時に備え、食糧や飲料水等の備蓄品の整備事業、避難行動要支援者支援事業、津波避難経路等整備事業等を実施しています。	総合防災課
自主防災組織の活動支援	地震災害や風水害時に備え、地域での共助や災害対応力を高めるため、地域住民の連携による自主防災組織の活動へ支援を行っています。	総合防災課
ハイキングコースパトロール事業	定期的にハイキングコースを巡回しハイキングコースの安全確保や快適なコース確保に努めています。また、台風や大雨が発生した場合には、後日、臨時にハイキングコースを巡回し、倒木や崖崩れ等の発生箇所の早期把握に努めます。	観光課

史跡環境整備事業	強風や豪雨に備え、史跡地内の斜面について、防災工事及び危険木伐採等の予防的な維持管理を実施します。	文化財課
がけ地対策事業	既成宅地におけるがけ崩れや土砂の流出等による災害の発生を防ぐため、防災工事費及び伐採工事費の一部を助成します。また、急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進を図り、県が行う急傾斜地防災工事事業費の一部を負担します。	みどり公園課
熱中症普及啓発事業	市のホームページや広報かまくら、LINE 等を通じて熱中症やその予防方法についての知識の普及啓発及び注意喚起を行うとともに、窓口に熱中症に関するちらしを配架します。その他、地域の団体に対する健康教育で熱中症に関する知識の普及啓発を行います。	市民健康課
給水スポットの普及拡大	使い捨てプラスチックの発生抑制を目指して、市内各所にマイボトルで使用できる給水スポットを普及させます。また、給水スポットマップの従事を図ります。	ごみ対策課
クールシェアスポット事業	行政施設や民間施設をクールシェアスポットとして指定・運用し、熱中症による被害の軽減を図ります。	環境政策課
気候変動の適応に係る環境教育事業	気候変動への適応に係る知識を広めるため、環境に係るイベントの開催や、環境教育アドバイザーの派遣を行い、環境教育を推進します。	環境政策課

## 基本目標 2 豊かな自然資本を守り、恵みを 享受できるまち

### 目指す方向性と実現に向けた施策

鎌倉の山・谷戸・海に広がる自然は、市民の暮らしと歴史文化を支えるかけがえのない財産です。森林や海浜などの自然資本を守るため、市内に生息・生育する野生動植物及び鎌倉本来の生態系が保全される環境を整備して豊かな生態系の恵みを次世代に引き継ぎ、自然環境と人の暮らしが調和しているまちを目指します。

## 施策 2-1 自然環境の保全

### (1) 施策の概要

市内の森林や谷戸、河川、海浜、農地、そして海の藻場等に至る多様な自然環境を体系的に守り、生態系ネットワークの形成を進めます。現存する丘陵樹林地の保全とともに、民有地を含む生活空間の緑化を支援・指導等を推進することで、緑と水辺のつながりを強化し、持続可能なまちづくりの基盤を確立します。

### (2) 令和〇年度の実施事業

令和〇年度の実施事業は下記のとおりです。

取組名	取組内容	所管課
適正な木材選定及び使用	市の工事に際し、型枠材の適正な選定や合法木材製品の使用をしていきます。	公共施設課、各施設所管課
保水力の維持に役立つ緑地の保全・緑化の推進	緑地の保全・緑化の推進に努めます。	みどり公園課、都市景観課
近郊緑地保全区域内の緑地保全	円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画に沿って、近郊緑地保全区域内の緑地の保全に取り組みます。	みどり公園課
特別緑地保全地区の指定	特別緑地保全地区の指定に向けた取組を進めます。	みどり公園課
特別緑地保全地区の広域指定	10ha以上の規模を有し、隣接市域と一体となった指定候補地について、県による特別緑地保全地区の指定を要請します。	みどり公園課
特別緑地保全地区等の維持管理	特別緑地保全地区及び同候補地等の適正な維持・管理の充実を図ります。	みどり公園課
緑地保全契約の運用	市街地に広がるまとまりのある優れた樹林地を保全するため、緑地保全契約を締結し奨励金を交付します。	みどり公園課
保存樹木等の指定	緑の多い良好な環境を守るため、美観上優れている樹木や樹林を市が指定し奨励金を交付します。	みどり公園課
民有緑地維持管理助成事業	緑地の所有者が実施する、樹木の伐採や枝払いなどの維持管理に対し助成を行います。	みどり公園課
トラスト運動等との連携	トラスト運動等との連携を更に充実させ、緑地保全を推進します。	みどり公園課
緑地保全基金の活用	緑地保全基金の充実と活用に努めます。	みどり公園課
都市公園等の整備	都市公園等を整備します。	みどり公園課
風致地区・開発事業区域における緑化	風致地区内行為に伴う緑化や開発事業区域における緑化を推進します。	みどり公園課、都市景観課
まち並みのみどりの推奨事業	市民や事業者等が住宅、店舗、事業所及び駐車場等の接道部を緑化する場合、その経費の一部を補助します。	みどり公園課
公共施設等の緑化の推進	市街地の緑の回復と都市環境の向上を図るため、市管理の公共建物敷地等の緑化を推進します。	みどり公園課、施設管理者
河川、池沼の保全、海岸の清掃・美化活動	河川など公共用水域の水質汚濁の防止に努めます。自然海岸を年間通して清掃し、海岸をきれいに保ちます。	環境保全課
街路樹などの緑化	街路樹などの緑化に努めるよう配慮します。	道路河川管理課、みどり公園課

緑地保全のための自然環境に関する調査・研究、情報の収集	保全すべき緑地の現況を把握するため、市民等との連携により、自然環境に関する調査研究、情報の収集を図ります。	みどり公園課
野生動植物の生息・生育に資する緑地保全や管理の推進	一定のまとまりをもった樹林地や農地、水辺地などを保全及び管理することで、生物の生息環境の向上と多様化に寄与します。	みどり公園課
学校地での草花の栽培	校地での草花の栽培を実施します。	市立小中学校

## 施策 2-2 生物多様性の保全

### (1) 施策の概要

鎌倉本来の生態系の保全に取り組み、その恵みを次世代へ継承します。まずは市民が実施した野生動植物の調査結果の集約・蓄積を進め、地域の生物多様性の現状を継続的に把握します。このデータに基づき、傷病野生鳥獣の保護を含めた重要な野生動植物の保全を行います。また、在来種への悪影響が大きい特定外来生物等の計画的な防除を推進することで、地域固有の生物多様性の確保と充実を図ります。

### (2) 令和〇年度の実施事業

令和〇年度の実施事業は下記のとおりです。

取組名	取組内容	所管課
野生動植物の保全	市民及び県・関係諸機関との連携を図り傷病鳥獣の救護に努めます。	環境保全課
野生動植物の生息・生育場所(ビオトープ)としても重要な緑地の保全	野生動植物の生息・生育場所(ビオトープ)としても重要な緑地の保全、質の向上に努めます。	みどり公園課
公共施設工事等に際する野生動植物への配慮	公共施設の計画や工事に際し、野生動植物への配慮に努めます。	各施設所管課
水辺の浚渫	河川等の機能維持を確保しつつ水辺の生態系の保全に配慮した浚渫に努めます。	下水道整備管理課/ 道路河川整備課
公園内池沼の保全整備	公園内の池沼を整備する際は、多自然型となるよう検討します。	みどり公園課
海浜の保全整備	海浜の環境保全を維持します	環境保全課
特定外来生物の防除対策	特定外来生物のアライグマやクリハラリス(タイワンリス)の防除に取り組みます。	環境保全課
特定外来生物に関する情報提供	生態系を保全するため、特定外来生物に関する情報を提供します。	環境保全課

## 施策 2-3 自然とふれあう場の創出

### (1) 施策の概要

日常生活の中で自然とふれあう機会を充実させるため、公園緑地等の整備、海水浴場の設置、ハイキングコースの紹介等、自然とふれあいながら自然環境を学び、健康を維持・増進できる場を創出します。また、自然とふれあう場の維持保全や管理を、市や市民活動団体等との協働により継続していきます。

### (2) 令和〇年度の実施事業

令和〇年度の実施事業は下記のとおりです。

取組名	取組内容	所管課
公園緑地排水施設の適正管理	公園緑地の排水施設の適正管理、清掃に努めます。	みどり公園課
側溝、河川、海浜、池沼等の適正管理	側溝、河川、海浜、池沼等の適正管理、清掃に努めます。	各管理担当課
公園・緑地等の管理水準の向上	公園利用者が安全で快適に利用することができるように、適正な管理を行います。	みどり公園課
ハイキングコースの紹介	ハイキングコースの紹介など、自然とのふれあいの場の創出を推進します。	観光課
公園緑地など自然とのふれあいの場の創出	公園緑地など、自然とのふれあいの場の創出・整備を推進します。	みどり公園課
緑地の整備促進	自然環境の保全、活用を基調に、健康づくり、ふれあいや憩いの場づくりとして、緑地を整備・充実します。	みどり公園課
公園の整備促進	自然とのふれあいのできる場づくりとして、都市公園の整備を行います。	みどり公園課
ハイキングコースの安全対策	市民、観光旅行者が豊かな自然に親しむことのできるハイキングコースの安全対策を引き続き行います。	観光課
ビオトープの整備	市庁舎前に整備したビオトープにおける生物の自然な生息を維持し、自然観察の場を提供します。	環境保全課

## 基本目標3 歴史・文化的環境の保存・活用が進むまち

### 目指す方向性と実現に向けた施策

鎌倉の歴史や文化は、自然とともにその魅力を形づくってきました。地域環境や周辺のまち並みを踏まえて形成された魅力的な都市景観をまちの資源として継承し、史跡等の歴史遺産と自然環境が織りなす鎌倉らしい景観と文化的価値を未来へつないでいきます。

## 施策 3-1 歴史遺産の保存・活用

### (1) 施策の概要

史跡をはじめとする文化財について、市民や来訪者がその歴史的・文化的価値を理解し、親しむとともに、保護の必要性について理解を深め、後世に守り伝えていけるよう、保存と公開活用を進めます。

### (2) 令和〇年度の実施事業

令和〇年度の実施事業は下記のとおりです。

取組名	取組内容	所管課
埋蔵文化財の発掘調査・研究、史跡等への指定の推進	市民や事業者の発掘調査に対する理解を深めるとともに、円滑な調査の実施に努め、歴史的、学術的に重要な遺跡等については、文化財への指定を進めます。	文化財課
建造物・史跡名勝天然記念物等の調査、指定の推進	未指定文化財の調査・研究を進め、その成果に基づき文化財への指定を進めます。	文化財課
文化財の保存修理及び公開活用等支援	所有者が行う文化財の保存修理及び公開活用等を支援します。	文化財課
史跡指定地の公有地化	史跡指定地の公有地化を図ります。	文化財課
史跡等の維持管理	公有地化した史跡等の適切な維持管理に努めます。	文化財課
文化財（建造物・史跡名勝天然記念物等）の公開・活用	建造物や史跡の整備を行い、公開・活用を進めます。	文化財課
文化財の保護についての普及、啓発の推進	文化財に親しみ、魅力や価値を理解していただく、文化財を保護する意識の醸成、普及に努めます。	文化財課
世界遺産登録の推進	中長期的な目標として世界遺産登録を目指し、世界遺産登録に結びつくコンセプトを再構築するため、調査研究及び情報収集を行います。	都市景観課
協力、支援体制の構築	構成資産となる可能性を有する文化財の所有者や、県民、市民、関係団体等の協力、支援体制の構築に努めます。	都市景観課

## 施策 3-2 歴史的・文化的な景観の継承

### (1) 施策の概要

歴史的・文化的なまち並みや豊かな風致を保全し風格ある古都の景観を継承するため、鎌倉市景観計画に基づき、建築物や屋外広告物等が周囲のまち並みや自然と調和するよう適切に誘導・推進します。加えて、地域の景観資源であり歴史的にも市民に愛される建築物を、景観重要建築物等に指定する等、保存活用します。また、風致地区条例の運用により、ゆとりと潤いのあるまち並みを形成します。さらに、古都保存法により、山稜部の歴史的風土を維持します。

各時代の歴史的な建造物やその周辺地域における伝統的な活動等を歴史的風致維持向上計画に位置づけ、歴史的遺産をと共生したまちづくりを推進します。

### (2) 令和〇年度の実施事業

令和〇年度の実施事業は下記のとおりです。

取組名	取組内容	所管課
「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に基づく歴史的風土特別保存地区の指定に向けた県への要請	歴史的風土特別保存地区の指定拡大の検討・要請を県に行います。	みどり公園課
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく歴史的風致維持向上計画の推進	歴史的風致維持向上計画に登載した事業を実施し、「歴史的遺産と共生するまちづくり」を推進します。	都市景観課
景観法を活用した景観形成	景観計画等を運用し、良好な都市景観形成を推進します。	都市景観課
地区プランの策定・提示	景観的な配慮が求められる地区などに景観形成の考え方や景観資源を明らかにした地区プランを策定・提示します。	都市景観課
基準に基づく建築物等の景観誘導	景観計画及び景観地区における建築物の形態意匠の制限や高さの最高限度などの基準に基づき、建築物等の良好な景観誘導をします。	都市景観課
景観重要建築物等の保全・活用支援	景観重要建築物等や地域景観資源となる工作物や樹木などの保全と活用のための支援を行います。	都市景観課
旧華頂宮邸の保存と活用	旧華頂宮邸の保存と活用の方向性を確定します。	都市景観課
無電柱化の推進	特に魅力的な景観形成が求められる道路の無電柱化を道路管理者及び事業者等とともに推進します。	道路河川整備課/道路河川管理課
ストリートファニチャーの整備検討	道路管理者と協議し、道路空間の魅力を高める、ストリートファニチャーの整備を検討します。	都市景観課
魅力的な建物づくり	公共建築物の改修や設置に際しては、景観形成の先導的役割を果たせるよう配慮します。	都市景観課
景観づくり賞の実施	景観づくり賞の継続的な実施により、景観形成に貢献する市民・事業者の活動を顕彰するとともに、景観に対する市民の意識の向上を目指します。	都市景観課
鎌倉にふさわしい質の高いデザインへの誘導	鎌倉市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の適切な規制と誘導を図ります。	都市景観課

## 基本目標 4 安全快適な環境で健康に暮らせるまち

### 目指す方向性と実現に向けた施策

大気・水・騒音・悪臭などに関する環境保全及び公害発生源対策の推進並びに有害化学物質の適正管理を徹底することで、市民の健康と安全を支える生活環境の質を確保しつつ、来訪者の増加による新たな課題にも適切に対応し、協働によるまち美化活動を推進することで、誰もが快適で安心して暮らせる快適なまちを目指します。

## 施策 4-1 生活環境保全と公害対策の推進

### (1) 施策の概要

市民の健康と安全を守るため、事業活動等に伴って生じる公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）を防止するとともに、その発生源対策を徹底し、さらに有害化学物質の適正な管理と排出抑制を推進することで、誰もが快適に暮らせる生活環境の基盤を確立します。

また、交通対策や市内で被害の出ている特定外来生物の対策や、ペットへの適切な飼育に係る環境等の整備も進めていきます。

### (2) 令和〇年度の実施事業

令和〇年度の実施事業は下記のとおりです。

取組名	取組内容	所管課
公用車の環境対策	市の保有車両を NOx（窒素酸化物）や PM（粒子状物質）などの排出量の少ないものにします。	管財課
歩く観光の推奨	交通渋滞の緩和や環境負荷低減等のため、歩く観光を推奨します	観光課
焼却施設の排出ガス管理	焼却施設の排出ガスを適正に管理します。	浄化センター
工場・事業所からの悪臭の排出規制・指導	固定発生源対策として工場・事業所に対する悪臭の指導を行います。	環境保全課
市施設の悪臭防止	市の施設を適正に管理し、悪臭の防止に努めます。	浄化センター、今泉クリーンセンター
建設工事等からの臭気に関する調査・指導（悪臭）	建設工事等に対する悪臭の指導を行います。	環境保全課
公共下水道の整備・普及促進	公共下水道汚水の整備・普及を進めます。	下水道経営課、下水道整備管理課
工場・事業所における排水規制・指導	工場・事業所に対する排水の適正管理の指導を行います。	浄化センター
市施設からの排水管理	市の施設からの排水を適正に管理します。	浄化センター、深沢・今泉クリーンセンター
市施設におけるダイオキシン類（水質）管理	市の施設から排出されるダイオキシン類を適正に管理します。	浄化センター
河川等の水環境情報提供	県と連携して河川等の水環境の情報を提供します。	環境保全課
河川等における水質事故対応	河川等における水質事故に対応します。	環境保全課、道路河川整備課、下水道河川課
河川の自然浄化能力の維持・回復	公共下水道汚水の整備・普及を進めることにより河川・水路の自然環境の回復に努めます。	下水道整備管理課
土壌・地下水汚染情報の提供	県と連携して土壌・地下水汚染情報を提供します。	環境保全課
事業所としての土壌・地下水汚染の管理	市の施設で使用する有害物質等を適正に管理し、土壌・地下水汚染を起こさないよう、市の施設で使用する有害物質等を適正に管理します。	浄化センター、深沢・今泉クリーンセンター、環境施設課
地盤沈下調査の実施	地盤沈下調査を実施し、結果を公表します。	環境保全課
化学物質に関する情報の収集、提供	化学物質排出把握管理促進法等化学物質に関する情報を収集・把握し、提供します。	環境保全課

化学物質に関する情報の収集、提供	市民・事業者・行政のリスクコミュニケーションを推進します。	環境保全課
市施設の有害化学物質・ダイオキシン類の管理	市の施設から排出される有害化学物質・ダイオキシン類を適正に管理します。	浄化センター
シックハウス対策	市の建物の新築や改修等に際し、材料の使用制限や空気中化学物質の指針値等を定めた基準により、シックハウス対策に努めます。	公共施設課、各施設所管課
建築確認・完了検査における技術的基準審査・検査	建築基準法に基づく建築確認・完了検査において、衛生上支障を生ずるおそれがある物質に応じ、居室内の建築材料及び換気設備について技術的基準の審査・検査を行い、適合することを確認します。	建築指導課
PCB・アスベスト対策	PCB・アスベスト等有害化学物質を適正に管理・処分します。	各施設所管課
放射性物質に関する情報の収集、提供	放射性物質に関する情報を収集・把握し、提供するとともに、適切に対応します。	総合防災課、各施設所管課
工場・事業所における騒音振動の規制・指導	工場、事業所における騒音・振動の規制・指導に努めます。	環境保全課
建設作業における騒音振動の規制・指導	建設作業における騒音・振動の指導に努めます。	環境保全課
深夜営業騒音に対する改善指導	深夜営業騒音に対する改善指導を行います。	環境保全課
道路の適正管理	自動車の騒音対策として路面の適正な管理に努めます。	道路河川整備課、道路河川管理課、
近隣騒音への配慮の要請・啓発	近隣騒音・音環境に対する啓発を行います。	環境保全課
深夜花火防止に関する要請・啓発	深夜に、公共の場所で地域の静穏を害する花火をしないように意識の啓発と指導を行います。	環境保全課
航空機騒音に関する情報収集・提供	航空機騒音に関する情報収集・提供を行います。	環境保全課
航空機騒音に関する国への要請	航空機騒音に関する苦情をまとめ、県を通じて国等に要請を行うことにより、航空機騒音の削減に努めます。	環境保全課
空き地の適正管理	空き地の適正な管理について指導を行います。	環境保全課
鎌倉市下水道 BCP（事業継続計画）策定	下水道施設の災害時の初動対策を構築するため鎌倉市下水道 BCP（事業継続計画）を策定しています。	下水道整備管理課、浄化センター
災害時の公共用水域の汚染の防止	耐震化を推進し、災害時の公共下水道汚水の滞留や未処理下水の流出による公共用水域の汚染の防止に努めます。	下水道整備管理課
災害時の生活排水処理体制の構築	下水道総合地震対策計画に基づき耐震化の推進を図り、災害時の汚水の滞留や未処理下水の流出による公共用水域の汚染の防止に努めます。	浄化センター
津波による被害軽減検討	下水道施設の津波による被害の軽減策を検討します。	下水道整備管理課

## 施策 4-2 まち美化活動の推進

### (1) 施策の概要

協働による「まち美化活動」を積極的に推進し、ごみやたばこのポイ捨て、落書きといった迷惑行為の防止対策を講じます。これにより、誰もが心地よく感じられる清潔で美しい都市環境を創出し、快適な生活環境の実現を目指します。

さらに、観光旅行者が集中する特定の季節、場所、時間帯において、過度の混雑やマナー違反等により地域住民の生活に影響が現れていることから、観光の分散化やマナー違反の抑制・防止対策を進めていきます。

### (2) 令和〇年度の実施事業

令和〇年度の実施事業は下記のとおりです。

取組名	取組内容	所管課
クリーンアップかまぐらの実施	誰でも気軽に参加できる「クリーンアップかまぐら市内一斉清掃」を実施し、まちやうみ（海浜）の美化活動を推進していきます。	環境保全課
海岸の環境保全	相模湾沿岸の清掃を担うかながわ海岸美化財団と連携し海岸の環境保全を推進します。	環境保全課
清掃ボランティアの支援	清掃ボランティアを支援し、海岸の環境保全を推進します。	環境保全課
美化統一クリーンデーの推進	自治会・町内会によるまち美化統一クリーンデーを推進します。	環境保全課
路上喫煙禁止の啓発	路上喫煙防止のため、パトロールを行なうとともに路上喫煙禁止の啓発を進めます。	環境保全課
不法投棄の防止	不法投棄防止のため、パトロールや投棄物の撤去を行うとともに啓発を進めます。	環境保全課
落書きの防止	落書き防止のため、パトロールや消去活動を行うとともに啓発を進めます。	環境保全課
ごみの持ち帰りの啓発	ごみの持ち帰りを啓発します。	環境保全課、観光課
クリーンステーションでの散乱防止	クリーンステーションの美化のためごみ散乱防止ネット貸し出し等実施します。	環境センター
ごみ出しルールの啓発	ごみ出しルールについて啓発を行います。	ごみ対策課
道路、河川、海浜、公園などの清掃	道路、河川、海浜、公園等の適正管理、清掃に努めます。	各管理担当課
道路、河川、緑地等の点検・修繕	道路、河川、緑地等の点検・修繕に努めます。	各管理担当課

## 基本目標 5 循環型社会の形成が進むまち

### 目指す方向性と実現に向けた施策

市民・事業者・行政が連携・協働して限られた資源を大切に使い、廃棄物の発生を減らすとともに、再利用・再資源化を進める「3R」を推進することで、焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」が実現するまちを目指します。さらに、資源の循環が暮らしの中に根づいた持続可能な循環型社会の実現を目指します。

## 施策 5-1 ゼロ・ウェイストかまぐらの実現

### (1) 施策の概要

3R（発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））の取組を拡充し、焼却量や埋め立てによる最終処分量をゼロに近づけるとともに、再生可能（リニューアブル）な資源の活用や資源に替える取組を推進し、ごみ処理施策に関する情報を提供することにより、ごみそのものの発生を減らすために必要なものだけを購入し、ものを大切にするような心豊かな社会を形成していきます。

### (2) 令和〇年度の実施事業

令和〇年度の実施事業は下記のとおりです。

取組名	取組内容	所管課
使い捨てプラスチック製品の使用削減	マイバッグ、マイボトルの使用、使い捨てプラスチック製品の使用を控えるなどの啓発を行います。	ごみ対策課
リユース食器の利用促進	自治・町内会主催の祭りなどのイベントでは、繰り返し使えるリユース食器の利用促進を図ります。	ごみ対策課
給水スポットの普及拡大	使い捨てプラスチックの発生抑制を目指して、市内各所にマイボトルで使用できる給水スポットを普及させます。また、給水スポットマップの充実を図ります。	ごみ対策課
循環型社会へ向けた施策の発信	ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組（発生抑制、再使用、再生利用）を進めます。さらにリニューアブル（再生可能）な資源の活用などの取組も進めます。	ごみ対策課
食品ロスの削減	食品ロスの発生量や発生要因の調査・研究を行い、効果的な削減方法やその啓発方法について検討します。	ごみ対策課
フードドライブの拡充	フードドライブを拡充します。	ごみ対策課
家庭・飲食店からの食品ロス削減	家庭や飲食店等から排出される食品ロスの削減を進めます。	ごみ対策課
発生抑制の推進	使い捨てプラスチックの削減や生ごみ処理機の普及、事業者への生ごみ資源化の促進等の発生抑制を進めます。	ごみ対策課
リユース制度の拡充	リユース制度の拡充を行います。	ごみ対策課
新たな資源化策の推進	生ごみ及び紙おむつの資源化など新たな資源化策を進めます。	ごみ対策課
事業者の適正処理推進	専門職員による事業系ごみの適正な分別・排出指導やごみの内容物調査等により、事業者のごみの減量・資源化・適正処理を推進します。	ごみ対策課
建設工事における資源有効利用の確保及び廃棄物の適正処理	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る届出に基づき、事業者に再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量などを実施させることにより、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を推進します。	建築指導課
本の再使用・再利用の推進	図書リサイクルを実施し資源の再使用・再利用を促進します。	中央図書館
公共建築物工事における廃棄物の適正処理及び再資源化	公共建築物の建設工事及び解体工事において発生する廃棄物の取扱いについて、適正処理及び再資	各工事発注課

	源化を促進します。	
指定収集袋の再生資源利用	家庭系ごみの有料袋（指定収集袋）にバイオマスプラスチックを使用します。	ごみ対策課
市施設における環境配慮契約及び紙類分別の推進	鎌倉市の施設で排出される紙類等について、適切に分別を行うとともに、回収・再利用を行い燃やすごみの削減を行います。また、市で使用する消耗品等についても環境への負担の少ないグリーン購入を行い、3Rを推進します。	環境政策課

## 施策 5-2 適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進

### (1) 施策の概要

将来にわたり安定的な処理を行うため、広域連携や民間事業者とのバックアップ体制による効率的かつ効果的なごみ処理体制の構築に向けた取組を進めるとともに、少子高齢化の進行等の情勢を踏まえ、処理に係る財政負担の低減、市民・事業者の排出負担の軽減を勘考し、持続可能な処理体制の確立に努めます。

### (2) 令和〇年度の実施事業

令和〇年度の実施事業は下記のとおりです。

取組名	取組内容	所管課
将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築	広域連携やバックアップ体制の構築などにより、将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築を図ります。	ごみ対策課、環境施設課
災害廃棄物処理体制の構築	災害時における廃棄物処理体制については、「鎌倉市災害廃棄物処理計画」に基づき、発災時に適正に処理ができる体制を構築するとともに平時から対策を整備します。	ごみ対策課
鎌倉市災害廃棄物処理事業	地震災害や風水害時に備え、災害廃棄物の円滑かつ適切な処理ができるよう平時の体制を整備します。	ごみ対策課

## 基本目標 6 連携と協働による共創を通じて 環境保全が広がるまち

### 目指す方向性と実現に向けた施策

市民・事業者・滞在者・学校・行政が一体となって環境保全に取り組み、共に学び互いに発信しあうことで活動の輪を広げ、環境保全が広がる共創のまちを目指します。

特に、持続可能な社会の実現に向けた環境教育を推進し、自ら行動しようとするところを育て、意欲的に環境保全に取り組む人を育成します。このため、ライフステージ（幼児期・学齢期・社会人・高齢者）に応じた継続的な学びの機会を提供するとともに、環境教育を実践できる人材の育成や情報提供を充実させます。

## 施策 6-1 環境教育・環境学習の推進

### (1) 施策の概要

ライフステージに応じた継続的な環境に関する教育を推進し、環境保全に対する知識の増進と、自発的な行動のできる人材を、学習者中心の学びを通じて育成します。リサイクル率日本一の実績や、海や緑地等の鎌倉の豊富な自然を生かしながら、さまざまな体験学習を充実させます。

### (2) 令和〇年度の実施事業

令和〇年度の実施事業は下記のとおりです。

取組名	取組内容	所管課
環境教育の推進	各学校において、各教科、特別活動、総合的な学習の時間で環境教育を進め、環境問題に主体的にかかわる資質を育みます。	学校教育課
古都鎌倉の緑の知識の普及	緑の学校の開催等を通じて緑の知識の普及を図ります。	みどり公園課
こども景観セミナー・出前講座の開催等	市民やNPO等との協働による講演会の開催のほか、若年層を対象としたセミナーの開催などを継続的に実施します。	都市景観課
緑の学校等を通じた指導者の育成と連携	緑の学校などの開催を通じて自然観察の機会をつくとともに、指導者の育成を図ります。	みどり公園課
子ども向け環境学習会の開催	環境保全の普及啓発のため、夏休み子ども向け環境学習会を開催します。	環境政策課
小中学校での環境教育	地域の資源、人材等を活用した環境教育を推進します。	市立小中学校
小中学校向けまち美化活動、河川水質等環境教育	小中学校の児童生徒を対象に、まち美化活動、河川の水質等に関わる環境教育を実施します。	環境保全課
小中学校向けエネルギー等環境講座の開催	小中学校の児童生徒を対象に、河川の水質やエネルギーの有効活用等、環境についての講義を実施します。	環境政策課
保育園～中学校向けごみ削減等環境講座の開催	市内保育園、幼稚園や小中学校の児童生徒を対象に、ごみの減量・資源化の啓発等についての講座を実施します。	ごみ対策課
下水道に関する啓発活動の実施	下水道事業への理解や普及の促進を図るため、PR事業を実施します。	下水道経営課、浄化センター
農業体験事業の実施	アドバイザーの派遣や都市公園での農業体験を実施します。	環境政策課、みどり公園課、(指定管理者)
食育に関する啓発活動の充実	食品廃棄物の発生抑制や再生利用等の環境にやさしい「食」生活を推進します。	市民健康課
緑の学校	緑の効用や仕組みへの理解を深めるため、講義や自然観察会を実施します。	みどり公園課
緑のレンジャー(ジュニア)の育成	自然の生き物や草花とふれあうことで自然に対する意識の高い緑のレンジャー(ジュニア)を育成します。	みどり公園課
緑のレンジャー(シニア)の育成	市民との連携推進の一環として、豊かな丘陵の樹林地を管理する緑のレンジャー(シニア)を育成します。	みどり公園課
学校職員の環境教育	学校職員が環境に関する知識や技術を習得するため、環境教育の研修会を開催します。	教育センター

## 施策 6-2 市民・事業者・滞在者による自発的な環境保全活動の推進

### (1) 施策の概要

市民、事業者、滞在者等による自発的な環境保全活動を支援し、地域全体で取組を進めます。

環境保全活動の推進においては、各主体がそれぞれの役割を果たし、その活動を通じて、市民・事業者・滞在者・学校・行政等が共に学び、連携・協働し、多様な取組を推進します。加えて、その活動の場や交流の輪を広げます。

### (2) 令和〇年度の実施事業

令和〇年度の実施事業は下記のとおりです。

取組名	取組内容	所管課
市民団体のネットワーク化推進	市民団体のネットワーク化を進めるとともに、市内の人材に係る情報を整備します。	環境政策課
市民による活動の推進	市内の市民団体が行う国際交流・協力活動に対し支援を行うとともに、市と市民・市民団体が連携しながら情報の共有とネットワーク化を図ります。	国際交流課
緑化推進団体等の育成と連携	緑化推進団体等の育成と連携を進めます。	みどり公園課
市民によるまち美化活動の支援	市民等による落書き消去活動等まち美化活動を支援し、まちの美観に対する啓発を推進します。	環境保全課
自然の中で行うスポーツの振興	自然の中で行うスポーツ・レクリエーションを振興するための教室、イベントなどを開催します。	スポーツ課
緑の学校等を通じた指導者の育成と連携	緑のレンジャー制度による自然とのふれあいの実践と体験の機会づくりを進めます。	みどり公園課
自治会町内会における循環型社会形成支援	「3R推進事業奨励金交付制度」により、自治会町内会における循環型社会形成への取組を支援します。	ごみ対策課
協働によるゼロ・ウェイスト社会の形成	自治会・町内会及び事業者団体の推薦を受けた廃棄物減量化等推進員と協働して、全市的なごみの減量・資源化を進めます。	ごみ対策課

## 施策 6-3 情報発信と市民参加の促進

### (1) 施策の概要

環境に関する情報や活動事例等を発信し、市民参加を広げます。

環境保全に関する学びや実践を広げるためには、情報の共有と参加の機会が不可欠です。情報・教材・人材・学習事例を収集・整理し、誰もがアクセスしやすい形で発信することで、市民や事業者、滞在者の学びと行動のきっかけを増やします。また、各主体に加えて市民活動団体をつなぐ仕組みを構築することで、有機的な連携の促進や誰もが参加しやすい環境整備を行います。

### (2) 令和〇年度の実施事業

令和〇年度の実施事業は下記のとおりです。

取組名	取組内容	所管課
エシカル消費の推進	エシカル消費に関する周知・啓発を行います。	市民安全課
緑に対する意識の高揚	鎌倉市緑化まつりの開催等を通じて緑に対する環境意識の高揚を図ります。	みどり公園課
公園・街路樹愛護会の育成	公園・街路樹愛護会の育成に努めます。	みどり公園課
生き物観察広場の整備	生き物観察広場に関する情報の提供、普及・啓発を行います。	環境保全課
自然とふれあう観光の推進	歴史的遺産や豊かな自然環境を活用し、各団体と連携して、鎌倉らしい観光を推進します。	観光課
自然とのふれあいを活用した健康の増進	自然とふれあいながら、健康の維持・増進ができる場所や機会の情報提供を行います。	市民健康課
自然とふれあえる場所等の情報提供	自然とふれあえる場所、ふれあい方、機会の情報提供を行います。	関係各課
環境教育アドバイザーの派遣	環境教育アドバイザー派遣制度により、環境に関する専門的な知識や経験を有する、アドバイザーを派遣し出前授業を行います。	環境政策課
循環型社会へ向けた施策の発信	学校等への環境教育、自治町内会向け説明会のほか啓発チラシ、ホームページや SNS などきめ細やかで多様な情報提供を通じて、循環型社会の形成の必要性や市民・事業者・滞在者の役割を啓発します。	ごみ対策課
環境情報の提供	環境保全に関する取組や情報等、目標を達成するための取組について、市広報、講座や SNS を通じて情報提供を行います。	関係各課
環境講座等の情報提供	市民団体や事業者、他の行政等が実施する環境に関する講座等について、チラシ配架や HP 等により情報提供を行います。	環境政策課